

令和8年（2026年）

第1回定例会

議案概要

（条例・その他）

東京都町田市

議案概要

議案名	第16号議案 町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 自動車等の交通用具の使用に係る通勤手当を改定するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 交通用具の使用に係る通勤手当の額の上限を 37,200 円から 45,600 円に増額します。○ 交通用具の使用距離に応じた手当額は、町田市規則で定めることとします。○ 2026 年 4 月 1 日から施行します。			
問合せ先	総務部 職員課長 鈴木	電話	724-2199

議案概要

議案名	第17号議案 町田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 東京都六市競艇事業組合の名称変更に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「東京都六市競艇事業組合」を「東京都六市ボートレース事業組合」に改めます。○ 2026年4月1日から施行します。			
問合せ先	総務部 職員課長 鈴木	電話	724-2199

議案概要

議案名	第18号議案 町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例														
<p>【議案提出の目的】 部分休業の承認に関する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1号部分休業と子育て部分休暇との取得時間の調整に関する規定を改めます。 ○ 2026年4月1日から施行します。 <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1号部分休業と子育て部分休暇は、職員が子の養育をするために取得できる無給の休暇です。それぞれの取得条件は、次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">対象となる子</th> <th style="width: 35%;">取得単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号部分休業</td> <td>未就学児</td> <td>30分を単位として1日につき2時間以内</td> </tr> <tr> <td>子育て部分休暇</td> <td>小学生</td> <td>30分を単位として1日につき2時間以内</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の規定では、第1号部分休業と子育て部分休暇の両方が取得可能な場合には、1日の取得時間が合計で2時間以内となるよう調整することになっています。 ○ 第1号部分休業と子育て部分休暇を併用した場合でも、第1号部分休業のみを取得とした場合でも、取得可能な時間数に変わりがないことから、両制度間の取得時間の調整を不要とし、制度の簡素化を図ります。 <p>〈改正前〉 1日の取得可能時間2時間のうち、第1号部分休業と子育て部分休暇をそれぞれ1時間ずつ取得</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第1号部分休業 1時間</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">子育て部分休暇 1時間</td> </tr> </table> <p>〈改正後〉 1日の取得可能時間2時間の全てを第1号部分休業で取得</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号部分休業 2時間</td> </tr> </table>					対象となる子	取得単位	第1号部分休業	未就学児	30分を単位として1日につき2時間以内	子育て部分休暇	小学生	30分を単位として1日につき2時間以内	第1号部分休業 1時間	子育て部分休暇 1時間	第1号部分休業 2時間
	対象となる子	取得単位													
第1号部分休業	未就学児	30分を単位として1日につき2時間以内													
子育て部分休暇	小学生	30分を単位として1日につき2時間以内													
第1号部分休業 1時間	子育て部分休暇 1時間														
第1号部分休業 2時間															
問合せ先	総務部 職員課長 鈴木	電話	724-2199												

議案概要

議案名	第19号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 生理休暇の名称を変更するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 生理休暇の取得に対する心理的抵抗感を緩和するため、名称を「健康管理休暇」に改めます。○ 2026年4月1日から施行します。			
問合せ先	総務部 職員課長 鈴木	電話	724-2199

議案概要

議案名	第20号議案 町田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
○ 地方自治法及び地方自治法施行令から引用する条番号を改めます。			
法令名	改正前	改正後	
地方自治法	第243条の2の7	第243条の2の8	
	第243条の2の8	第243条の2の9	
地方自治法施行令	第173条の4	第173条の5	
○ 2026年9月24日から施行します。			
【関係法令】			
○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）			
○ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）			
問合せ先	総務部 職員課長 鈴木		電話 724-2199

議案概要

議案名	第 2 1 号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例												
<p>【議案提出の目的】 建築基準法施行令及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 建築基準法施行令関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同令に基づく認定申請手数料に関する規定について、引用する項番号を改めます。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第 137 条の 12 第 6 項</td> <td style="text-align: center;">第 137 条の 12 第 11 項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 137 条の 12 第 7 項</td> <td style="text-align: center;">第 137 条の 12 第 12 項</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同法に基づく特例許可申請手数料に関する規定について、同法の題名及び引用する条項番号を改めます。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 105 条第 1 項</td> <td style="text-align: center;">マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 59 第 1 項</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震性不足等のマンションの建替え等をする場合の高さ制限の特例に関する規定を加えます。 <p>○ 2026 年 4 月 1 日（建築基準法施行令関係の規定は公布の日）から施行します。</p> <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号） ○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号） 				改正前	改正後	第 137 条の 12 第 6 項	第 137 条の 12 第 11 項	第 137 条の 12 第 7 項	第 137 条の 12 第 12 項	改正前	改正後	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 105 条第 1 項	マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 59 第 1 項
改正前	改正後												
第 137 条の 12 第 6 項	第 137 条の 12 第 11 項												
第 137 条の 12 第 7 項	第 137 条の 12 第 12 項												
改正前	改正後												
マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 105 条第 1 項	マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 59 第 1 項												
問合せ先	都市づくり部 建築開発審査課長 位田	電話	724-4273										

議案概要

議案名		第 2 2 号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例																																																	
<p>【議案提出の目的】 第 6 期町田市国民健康保険事業財政改革計画に基づき国民健康保険税の税率及び税額を改定するとともに、地方税法等の改正に伴い子ども・子育て支援金に係る税率及び税額を設定するため、所要の改正をするものです。</p>																																																			
<p>【議案の内容】</p> <p>○ 町田市国民健康保険運営協議会からの答申を受けて、国民健康保険税の税率及び税額を次のとおり改めます。</p> <p><改定前></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">医療分</th> <th colspan="2">後期高齢者支援金分</th> <th colspan="2">介護分</th> </tr> <tr> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.67%</td> <td>39,300 円</td> <td>2.25%</td> <td>13,100 円</td> <td>2.02%</td> <td>15,100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><改定後></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">医療分</th> <th colspan="2">後期高齢者支援金分</th> <th colspan="2">介護分</th> </tr> <tr> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.77%</td> <td>40,200 円</td> <td>2.33%</td> <td>13,700 円</td> <td>2.08%</td> <td>15,500 円</td> </tr> <tr> <td>+0.10pt</td> <td>+900 円</td> <td>+0.08pt</td> <td>+600 円</td> <td>+0.06pt</td> <td>+400 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[モデルケースにおける年税額] ・3人世帯の場合 夫 43 歳→前年中の所得*260 万円、妻 41 歳→所得なし、子ども 7 歳→所得なし <改定前>471,800 円 → <改定後>483,200 円 (増額 11,400 円) ※所得は、収入から必要経費を控除した額です。</p> <p>○ 子ども・子育て支援金に係る税率及び税額を次のとおり定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得割</th> <th>均等割*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.3%</td> <td>1,960 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※18 歳未満の被保険者の均等割額は、全額軽減する予定です。</p> <p>[モデルケースにおける年税額] ・3人世帯の場合 夫 43 歳→前年中の所得*260 万円、妻 41 歳→所得なし、子ども 7 歳→所得なし 11,700 円 ※所得は、収入から必要経費を控除した額です。</p> <p>○ 2026 年 4 月 1 日から施行します。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) ○ 子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号)</p>						医療分		後期高齢者支援金分		介護分		所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	6.67%	39,300 円	2.25%	13,100 円	2.02%	15,100 円	医療分		後期高齢者支援金分		介護分		所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	6.77%	40,200 円	2.33%	13,700 円	2.08%	15,500 円	+0.10pt	+900 円	+0.08pt	+600 円	+0.06pt	+400 円	所得割	均等割*	0.3%	1,960 円
医療分		後期高齢者支援金分		介護分																																															
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割																																														
6.67%	39,300 円	2.25%	13,100 円	2.02%	15,100 円																																														
医療分		後期高齢者支援金分		介護分																																															
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割																																														
6.77%	40,200 円	2.33%	13,700 円	2.08%	15,500 円																																														
+0.10pt	+900 円	+0.08pt	+600 円	+0.06pt	+400 円																																														
所得割	均等割*																																																		
0.3%	1,960 円																																																		
問合せ先	いきいき生活部 保険年金課長 竹川			電話	724-4027																																														

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第23号議案 町田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公示送達に関する規定を改めます。 ○ 公布の日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税法（昭和25年法律第226号） ○ 町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号） <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税法及び町田市市税条例の改正により、2026年度から地方税に関する公示送達については、町田市ホームページに掲載して行うこととなりました。 ○ 後期高齢者医療の保険料に関する公示送達についても、地方税と同様の取扱いとするため改正を行うものです。 			
<p>問合せ先</p>	<p>いきいき生活部 保険年金課課長 竹川</p>	<p>電話</p>	<p>724-2896</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第24号議案 町田市介護保険条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 所得税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年度税制改正により、給与所得控除額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたことに伴う介護保険料収入への影響に対応するため、保険料率の算定に関する特例を定めます。 ○ この特例措置は、2026年度賦課分の保険料率の算定に係る給与所得について、税制改正前の額に相当する額となるようにするものです。 <p>【特例による給与所得の計算例】（給与収入額－給与所得控除額＝給与所得） 2025年分の給与収入額 130万円の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例適用前 130万円－65万円＝65万円 ・ 特例適用後 130万円－55万円＝75万円 <ul style="list-style-type: none"> ○ この特例措置により市町村民税非課税者が課税者とみなされた場合は、特例措置による保険料の増額分を減額することとします。 ○ 2026年4月1日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所得税法（昭和40年法律第33号） ○ 介護保険法（平成9年法律第123号） ○ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号） <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険料は、3年ごとに策定する「介護保険事業計画」に基づき、条例で合計所得金額等を用いた算定基準を定めています。 ○ 現在の第9期介護保険事業計画の計画期間は2024年度から2026年度までであり、計画期間中の保険料収入の不足を避けるため、2026年度に限り特例措置を設けるものです。 ○ 特例の対象者は、2025年分の給与収入金額が55万1000円以上190万円未満である被保険者です。 			
<p>問合せ先</p>	<p>いきいき生活部 介護保険課長 江藤</p>	<p>電話</p>	<p>724-4364</p>

議案概要

議案名	第25号議案 町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 医薬品等の製造販売に係る承認申請手数料に関する規定について、同法から引用する項番号を改めます。</p> <ul style="list-style-type: none">・改正前「第14条第15項」・改正後「第14条第13項」 <p>○ 2026年5月1日から施行します。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）</p>			
問合せ先	保健所 保健総務課長 大坪	電話	724-4241

議案概要

議案名	第26号議案 町田市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例		
【議案提出の目的】			
子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、制定するものです。			
【議案の内容】			
○ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を行う事業者が遵守すべき基準として、主に次の事項を定めています。			
・ 一般原則	適切な支援の提供、自治体等との連携、必要な体制の整備等に努めること。		
・ 利用定員に関する基準	1時間及び1月当たりの利用定員を定めること。		
・ 運営に関する基準	面談の実施、記録の作成、費用の支払その他事業の運営に関する事項		
○ 2026年4月1日から施行します。			
【関係法令】			
○ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）			
○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）			
○ 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）			
【補足説明】			
○ こども誰でも通園制度は、生後6か月から満3歳未満までの保育所等に通っていない子どもが、保護者の就労状況にかかわらず、月一定時間まで保育所等に通園できる制度です。			
○ 2025年4月1日に制度化され、2026年4月1日からは、子ども・子育て支援給付の対象事業となり、全国の自治体において実施されます。			
問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課 三浦	電話	724-2138

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第27号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 町田ぼたん園に指定管理者制度を導入することに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町田ぼたん園の管理について、次のとおり規定を整備します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開園期間を通年とし、年末年始の期間（12月29日から1月3日まで）を休園日とします。 ・ 指定管理者による利用時間及び休園日の変更等に関する規定を加えます。 ・ 指定管理者による入園料の設定及び減免に関する規定を加えます。 ・ 入園料を指定管理者の収入とします。 ○ 2026年4月1日から施行します。 <p>【補足説明】 令和7年(2025年)第4回町田市議会定例会において可決された第121号議案「薬師池西公園外10施設の指定管理者の指定について」により、2026年4月1日から以下の事業者が指定管理者となります。</p> <p>(名称) NEST Machida 共同事業体 (代表団体) 株式会社富士植木 代表取締役 成家 岳 (なりや たけし) 東京都千代田区九段南四丁目1番9号 (その他の構成団体) 日本コンベンションサービス株式会社 株式会社キープ・ウィルダイニング</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 公園緑地課 公園管理担当課長 町田</p>	<p>電話</p>	<p>724-4399</p>

議案概要

議案名	第28号議案 町田市下水道条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 災害等の非常時における排水設備の工事の円滑な実施を図ることを目的として、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 災害その他非常の場合において必要があるときは、町田市以外の指定を受けた工事店でも排水設備の新設等の工事を行うことができるよう規定を改めます。○ 2026年4月1日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 下水道法（昭和33年法律第79号）			
問合せ先	下水道部 下水道経営総務課長 高田	電話	724-4287

議案概要

議案名	第29号議案 町田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 地方自治法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 議会の同意を要する賠償責任の免除に関する規定について、地方自治法から引用する条番号を改めます。</p> <ul style="list-style-type: none">・改正前「第243条の2の8」・改正後「第243条の2の9」 <p>○ 2026年9月24日から施行します。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）</p>			
問合せ先	下水道部 下水道経営総務課長 高田	電話	042-724-4287

議案概要

議案名	第30号議案 町田市立学校設置条例の一部を改正する条例										
<p>【議案提出の目的】 南第一小学校の仮校舎への移転に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南第一小学校の位置を南中学校の敷地内に建設する仮校舎の位置（金森三丁目27番2号）に改めます。 ○ 2027年4月1日から施行します。 <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南第一小学校は、2027年度から校舎の建替えを行い、2030年度に新校舎に移転します。 											
南第一小学校	【位置】	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">2027年度</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">2028年度</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">2029年度</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">2030年度～</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">南中学校の位置</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">南第一小学校の位置</td> </tr> </table>	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度～	南中学校の位置		南第一小学校の位置		
2027年度	2028年度	2029年度	2030年度～								
南中学校の位置		南第一小学校の位置									
問合せ先	学校教育部 学務課長 池澤	電話	724-2176								

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第31号議案 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例</p>												
<p>【議案提出の目的】 南第一小学校の仮校舎への移転に伴い、同校に設置する学童保育クラブに関する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南第一さくら学童保育クラブの名称及び位置を次のとおり改めます。 名称 南第一学童保育クラブ 位置 金森三丁目 27 番 2 号（南中学校の敷地内に建設する南第一小学校の仮校舎内） ○ 2027 年 4 月 1 日から施行します。 <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南第一小学校は、2027 年度から校舎の建替えを行い、2030 年度に新校舎に移転します。南第一学童保育クラブも同校の移転に合わせて、2030 年度に新校舎内に移転します。 <table border="1" data-bbox="188 788 1474 896" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">2027年度</th> <th style="width: 15%;">2028年度</th> <th style="width: 15%;">2029年度</th> <th style="width: 15%;">2030年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 5px;">南第一小学校</td> <td colspan="3" style="border: 1px solid black; text-align: center;">南中学校の位置</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">南第一小学校の位置</td> </tr> </tbody> </table>					2027年度	2028年度	2029年度	2030年度～	南第一小学校	南中学校の位置			南第一小学校の位置
	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度～									
南第一小学校	南中学校の位置			南第一小学校の位置									
<p>問合せ先</p>	<p>子ども生活部 児童青少年課長 島崎</p>		<p>電話 724-2182</p>										

議案概要

議案名	第 3 2 号議案 町田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 地方自治法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 議会の同意を要する賠償責任の免除に関する規定について、地方自治法から引用する条番号を改めます。</p> <ul style="list-style-type: none">・改正前「第 243 条の 2 の 8」・改正後「第 243 条の 2 の 9」 <p>○ 2026 年 9 月 24 日から施行します。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</p>			
問合せ先	市民病院 総務課長 佐藤	電話	722-2230

議案概要

議案名	第 3 3 号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約													
<p>【議案提出の目的】 2026 年度及び 2027 年度の後期高齢者医療保険料の軽減に係る経費を各市区町村の一般財源から負担金として支弁するため、規約の変更をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都後期高齢者医療広域連合では、2008 年 4 月の制度設立以来、2 年ごとの保険料改定期に合わせ、被保険者の保険料負担を軽減するため、各市区町村の負担による保険料軽減対策を実施してきました。 ○ 2026 年度及び 2027 年度の 2 年間においても、引き続き、都内 62 市区町村の協議に基づき、保険料軽減対策を実施します。 ○ 2026 年度及び 2027 年度の保険料率は以下のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%;">均等割額</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">54,600 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2026 年度及び 2027 年度</td> <td>所得割率</td> <td style="text-align: right;">10.14%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一人当たり平均保険料額</td> <td style="text-align: right;">127,400 円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 《参考》保険料軽減対策がない場合の一人当たり平均保険料額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">2026 年度及び 2027 年度（保険料軽減対策なし）</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">133,110 円</td> </tr> </table>					均等割額	54,600 円	2026 年度及び 2027 年度	所得割率	10.14%		一人当たり平均保険料額	127,400 円	2026 年度及び 2027 年度（保険料軽減対策なし）	133,110 円
	均等割額	54,600 円												
2026 年度及び 2027 年度	所得割率	10.14%												
	一人当たり平均保険料額	127,400 円												
2026 年度及び 2027 年度（保険料軽減対策なし）	133,110 円													
<p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第 291 条の 3（広域連合の規約の変更） ○ 地方自治法第 291 条の 11（議会の議決を要する協議） 														
問合せ先	いきいき生活部 保険年金課長 竹川	電話	724-2896											

議案概要

議案名	第 3 4 号議案 消防ポンプ自動車購入		
<p>【議案提出の目的】 消防ポンプ自動車の更新計画に基づき、使用期限が経過した消防ポンプ自動車を買替えるため、物品供給契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田市消防団第 3 分団第 3 部及び第 4 分団第 3 部 1 小隊に配備する消防ポンプ自動車各 1 台（計 2 台）を購入するものです。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 2 項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議決に付すべき財産の取得）</p> <p>【契約の概要】 ○ 契約目的 消防ポンプ自動車購入 ○ 契約方法 指名競争入札 ○ 契約金額 62,832,000 円 ○ 契約相手方 三共自動車株式会社 代表取締役 河合 十（かわい つなき） 東京都町田市函師町 1847 番地 ○ 納 期 契約開始日から 2027 年 3 月 31 日まで</p> <p>【過去の実績】 ○ 2019 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 35,860,000 円 ○ 2020 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 38,280,000 円 ○ 2022 年度 消防ポンプ自動車 1 台購入 26,565,000 円 ○ 2023 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 56,485,000 円 ○ 2024 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 59,290,000 円</p>			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (事業内容) 防災安全部 防災課長 宮坂	電話	724-2523 724-3254

議案概要

議案名	第35号議案 鶴川駅北口広場デッキ整備工事（その2）請負契約の変更契約																						
<p>【議案提出の目的】 整備工事費等を増額するため、契約金額の変更契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 契約金額の変更 ・ 契約金額を 972,829,000 円から 1,090,210,000 円に変更します。（117,381,000 円増）</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</p> <p>【契約の概要】 ○ 契約目的 鶴川駅北口広場デッキ整備工事（その2） ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 変更前の金額 972,829,000 円 変更後の金額 1,090,210,000 円 ○ 契約相手方 清水・石井特定建設工事共同企業体 代表者 清水建設株式会社 代表取締役 新村 達也 東京都中央区京橋二丁目16番1号</p> <p>【経緯】 ○ 鶴川駅北口広場バスシェルター建築工事（3期）の入札中止による発注の遅れにより、鶴川駅周辺再整備事業の全体工程を見直す必要が生じました。歩道上での作業が重複する見込となったことを踏まえ、歩行者等の安全性確保のため、化粧カバー設置工事を前倒しして施工する必要があることから契約変更するものです。 ○ 本件契約の経緯は以下の通りです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">履歴</th> <th style="text-align: center;">議決 (専決)</th> <th style="text-align: center;">工期</th> <th style="text-align: center;">契約金額(円)</th> <th style="text-align: center;">議決額との 差額(円)</th> <th style="text-align: center;">委任専決処分の 増額上限(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初契約</td> <td style="text-align: center;">2025/6/25</td> <td style="text-align: center;">～2027/2/26</td> <td style="text-align: right;">972,829,000</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>第1回変更</td> <td style="text-align: center;">(本件) <small>(注)</small></td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: right;">1,090,210,000</td> <td style="text-align: right;">117,381,000 ></td> <td style="text-align: right;">97,282,900</td> </tr> </tbody> </table>						履歴	議決 (専決)	工期	契約金額(円)	議決額との 差額(円)	委任専決処分の 増額上限(円)	当初契約	2025/6/25	～2027/2/26	972,829,000	—	—	第1回変更	(本件) <small>(注)</small>	〃	1,090,210,000	117,381,000 >	97,282,900
履歴	議決 (専決)	工期	契約金額(円)	議決額との 差額(円)	委任専決処分の 増額上限(円)																		
当初契約	2025/6/25	～2027/2/26	972,829,000	—	—																		
第1回変更	(本件) <small>(注)</small>	〃	1,090,210,000	117,381,000 >	97,282,900																		
<p>(注) 変更契約額が 2025 年 6 月 25 日に議決された契約金額の 1 割 (97,282,900 円) を超えるため、議決を要する契約変更となります。</p>																							
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (工事内容) 道路部 道路整備課長 込山			電話	724-2523 724-1125																		

議案概要

議案名	第36号議案 鶴川中央小学校建設に伴う既存擁壁補強工事 請負契約
-----	-------------------------------------

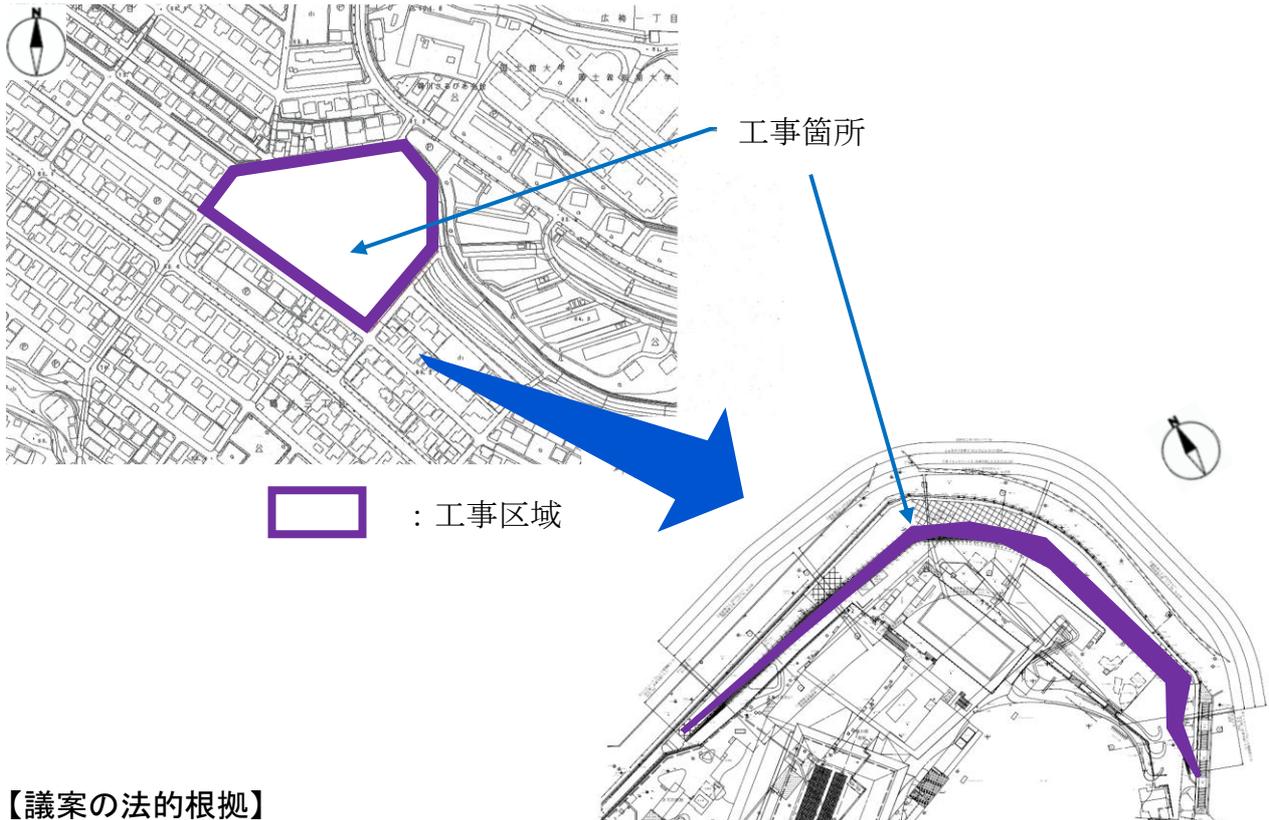
【議案提出の目的】

町田市新たな学校づくり推進計画に基づく鶴川中央小学校建設に伴い、建設予定地である鶴川第四小学校の既存擁壁の補強工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 工事内容

既存擁壁補強工事（鉄筋挿入工(基礎部・上部)、張りコンクリート工等)
コンクリートブロック積擁壁撤去・新設工事



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 鶴川中央小学校建設に伴う既存擁壁補強工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 227,369,780円
- 契約相手方 株式会社イワヲ建設
代表取締役 鈴木 成彦
東京都町田市能ヶ谷四丁目22番11号
- 工期 契約開始日から2027年3月18日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木	電話	724-2523
	(工事内容) 財務部 営繕課長 長谷		724-1293
	(事業内容) 学校教育部 施設課長 本田		724-2174

議案概要

議案名	第37号議案 (仮称)町田市中学校給食センター整備・運営事業契約の変更契約				
【議案提出の目的】 エレベーター未設置校における手運び期間を延長する等のため、事業契約の変更契約（4回目）を締結するものです。					
【議案の内容】					
○ 契約金額の変更 ・ 契約金額を 12,198,632,078 円から 12,233,212,728 円に変更します。（34,580,650 円増）					
○ 手運び期間の延長 ・ 木曾中学校、小山田中学校、南中学校で 2026 年度の食器・食缶の手運びを実施します。					
【議案の法的根拠】					
○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条（地方公共団体の議会の議決）					
○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令第 3 条（地方公共団体の議会の議決を要する事業契約）					
【契約の概要】					
○ 契約目的 (仮称) 町田市中学校給食センター整備・運営事業契約					
○ 契約方法 公募型プロポーザルによる随意契約					
○ 契約金額 変更前の金額 12,198,632,078 円 変更後の金額 12,233,212,728 円					
○ 契約相手方 町田中学校給食サービス株式会社 代表取締役 嶋津 厚志 東京都町田市成瀬七丁目 1 番 1 号					
○ 契約期間 2023 年 3 月 29 日から 2040 年 3 月 31 日まで					
【経緯】					
○ 木曾中、小山田中、南中においてエレベーター設置が遅れたことを受けて、食器・食缶の手運び期間を延長します。					
○ 本件契約の経緯は以下の通りです。					
履歴	議決	契約期間	契約金額(円)	議決額との 差額(円)	委任専決処分の 増額上限(円)※
当初契約	2023/3/29	～2040/3/31	12,136,092,595	—	—
第1回変更	2024/9/30	〃	12,202,810,100	66,717,505	—
第2回変更	2025/3/27	〃	12,220,654,013	17,843,913	—
第3回変更	2025/6/25	〃	12,198,632,078	▲22,021,935	—
第4回変更	(本件)	〃	12,233,212,728	34,580,650	—
※ 本契約は PFI 事業契約であるため、議決契約金額との差額に関わらず、委任専決処分の対象とはなりません。					
問合せ先	学校教育部 保健給食課長 林			電話	724-2177

議案概要

議案名	第 3 8 号議案 普通財産の貸付について																																																				
<p>【議案提出の目的】 普通財産である土地及び家屋について、貸し付けるものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 貸付相手方 株式会社町田新産業創造センター 代表取締役 櫻井 純</p> <p>○ 貸付期間 5 年間（2026 年度～2030 年度）</p> <p>○ 貸し付ける普通財産</p> <p>(1) 土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地及び面積：東京都町田市中町一丁目 422 番 1 1,929.51 m²のうち 1,191.51 m² <li style="padding-left: 150px;">東京都町田市中町一丁目 423 番 1 56.93 m² <li style="padding-left: 150px;">東京都町田市中町一丁目 423 番 2 <u>118.87 m²</u> <li style="text-align: right; padding-right: 20px;">合計 1,367.31 m² <p>・貸付価格：無償</p> <p>(2) 家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：東京都町田市中町一丁目 422 番 1 ・構造：重量鉄骨造 地上 3 階建 ・竣工：2004 年 3 月 12 日 ・面積：680.04 m²（建築面積）、1,938.57 m²（延床面積） ・貸付価格：839,000 円（年額） ・減額対象：創業支援に係る機能の部分（減額金額：6,882,972 円） <p>○ 無償又は減額で貸し付ける理由</p> <p>貸し付ける土地及び家屋は、創業支援施設「町田新産業創造センター」の事業拠点として利用されます。同センターは、町田市が 90%出資して設立した株式会社町田新産業創造センターが運営し、その事業内容は創業支援を中心として、市内産業振興に資する公益的な性質が強いものです。そのため、市から事業実施に必要な土地を無償にて、また、家屋を減額し貸し付けます。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号（財産の貸付）</p> <p>【過去の実績】</p> <p>○ 町田新産業創造センター 建物貸付価格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">2023-2025 年度</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">2026-2030 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付対象面積</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1,938.57 m²</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1,938.57 m²</td> </tr> <tr> <td> 無償貸付対象</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1,727.90 m²</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1,727.90 m²</td> </tr> <tr> <td> 有償貸付対象</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">210.67 m²</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">210.67 m²</td> </tr> <tr> <td> 内 訳</td> <td>運営事務室</td> <td style="text-align: center;">49.69 m²</td> <td>運営事務室</td> <td style="text-align: center;">49.69 m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応接室</td> <td style="text-align: center;">17.35 m²</td> <td>応接室</td> <td style="text-align: center;">17.35 m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>倉庫（掃除用具）</td> <td style="text-align: center;">5.87 m²</td> <td>倉庫（掃除用具）</td> <td style="text-align: center;">5.87 m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イベントスペース</td> <td style="text-align: center;">137.76 m²</td> <td>イベントスペース</td> <td style="text-align: center;">137.76 m²</td> </tr> <tr> <td>m²単価</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">3,959 円</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">3,984 円</td> </tr> <tr> <td>貸付価格（年額）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">834,000 円</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">839,000 円</td> </tr> </tbody> </table>					2023-2025 年度		2026-2030 年度		貸付対象面積	1,938.57 m ²		1,938.57 m ²		無償貸付対象	1,727.90 m ²		1,727.90 m ²		有償貸付対象	210.67 m ²		210.67 m ²		内 訳	運営事務室	49.69 m ²	運営事務室	49.69 m ²		応接室	17.35 m ²	応接室	17.35 m ²		倉庫（掃除用具）	5.87 m ²	倉庫（掃除用具）	5.87 m ²		イベントスペース	137.76 m ²	イベントスペース	137.76 m ²	m ² 単価	3,959 円		3,984 円		貸付価格（年額）	834,000 円		839,000 円	
	2023-2025 年度		2026-2030 年度																																																		
貸付対象面積	1,938.57 m ²		1,938.57 m ²																																																		
無償貸付対象	1,727.90 m ²		1,727.90 m ²																																																		
有償貸付対象	210.67 m ²		210.67 m ²																																																		
内 訳	運営事務室	49.69 m ²	運営事務室	49.69 m ²																																																	
	応接室	17.35 m ²	応接室	17.35 m ²																																																	
	倉庫（掃除用具）	5.87 m ²	倉庫（掃除用具）	5.87 m ²																																																	
	イベントスペース	137.76 m ²	イベントスペース	137.76 m ²																																																	
m ² 単価	3,959 円		3,984 円																																																		
貸付価格（年額）	834,000 円		839,000 円																																																		
問合せ先	経済観光部 産業政策課長 村上	電話	724-2944																																																		

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第39号議案 市道路線の認定について</p>		
<p>【議案提出の目的】 開発行為に伴い築造された道路及び今後整備予定の道路を市道として認定するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田 939 号線その他合計 18 路線 総延長 2,452mを市道として認定します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項（市道路線の認定）</p>			
<p>議案名</p>	<p>第40号議案 市道路線の廃止について</p>		
<p>【議案提出の目的】 道路として機能のない路線を廃止するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 忠生 260 号線その他合計 7 路線 総延長 768mの市道を廃止します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 家木</p>	<p>電話</p>	<p>724-1154</p>

議案概要

議案名	第 4 1 号議案 権利の放棄について																							
<p>【議案提出の目的】 市が有する未収債権のうち、債務者の破産により請求権を行使できないもの及び債務者の死亡により請求権行使に実効性がないものについて、権利の放棄をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 2025 年 1 月から 12 月までの間に、次の事実が判明した 14 件の未収債権計 1, 233, 815 円について、権利の放棄をするものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者が破産申立てを行い、裁判所による免責許可決定が確定したことから、破産法第 253 条第 1 項の規定により、当該債権の請求権を行使できないもの <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">債権名</th> <th style="text-align: center;">債権数</th> <th style="text-align: center;">債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">生活保護費戻入金</td> <td style="text-align: center;">6 件</td> <td style="text-align: center;">131, 891 円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者が死亡し、すべての法定相続人が家庭裁判所に相続放棄の申述を行い、受理されたため、民法第 939 条の規定により、債務者が不存在となったことから、当該債権の請求権行使に実効性がないもの <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">債権名</th> <th style="text-align: center;">債権数</th> <th style="text-align: center;">債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">生活保護費徴収金</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> <td style="text-align: center;">640, 000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生活保護費戻入金</td> <td style="text-align: center;">6 件</td> <td style="text-align: center;">446, 424 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">心身障害者福祉手当返還金</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> <td style="text-align: center;">15, 500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">8 件</td> <td style="text-align: center;">1, 101, 924 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号（権利の放棄）</p>				債権名	債権数	債権額	生活保護費戻入金	6 件	131, 891 円	債権名	債権数	債権額	生活保護費徴収金	1 件	640, 000 円	生活保護費戻入金	6 件	446, 424 円	心身障害者福祉手当返還金	1 件	15, 500 円	計	8 件	1, 101, 924 円
債権名	債権数	債権額																						
生活保護費戻入金	6 件	131, 891 円																						
債権名	債権数	債権額																						
生活保護費徴収金	1 件	640, 000 円																						
生活保護費戻入金	6 件	446, 424 円																						
心身障害者福祉手当返還金	1 件	15, 500 円																						
計	8 件	1, 101, 924 円																						
問合せ先	財務部 納税課 債権対策担当課長 桑原	電話	724-3295																					

議案概要

議案名	第42号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

2026年一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

【議案の内容】

- 市民または町田市に関係のある個人若しくは団体で、市政の振興、公共の福祉の増進など多年にわたり尽力し、またはこれらに関する公務に協力し、その業績が顕著な方々を表彰するものです。
- 今回の一般表彰の該当者は、個人78名、団体6組、合計84件です。

<該当者内訳>

	個人	団体	計
企業の振興・発展に尽力	1	/	1
市立学校の児童生徒の健康管理及び保健指導に尽力	5	/	5
民生委員・児童委員・社会福祉委員として地域福祉活動に尽力	12	/	12
動物愛護の普及・啓発に尽力	1	/	1
消防団員として災害防止活動に尽力	19	/	19
自主防災組織として地域の防災活動に尽力	/	1	1
防犯協会役員として防犯事業に尽力	2	/	2
交通安全協会役員として交通安全活動に尽力	10	/	10
地域自治の振興に尽力	4	/	4
児童福祉の振興に尽力	1	/	1
青少年の健全育成活動に尽力	3	/	3
社会教育の振興に尽力	1	/	1
体育の振興に尽力	4	3	7
保護司として住民の福祉向上に尽力	4	/	4
人権擁護委員として人権擁護活動に尽力	3	/	3
明るい選挙推進委員として選挙の啓発活動に尽力	4	/	4
行政相談員として行政サービスの向上に尽力	4	/	4
市の公益のために寄附	/	2	2
計	78	6	84

【議案の法的根拠】

- 町田市表彰条例第3条

問合せ先	政策経営部 秘書課長 岡	電話	724-2100
------	--------------	----	----------